

## 令和4年度 A0I フォーラムイベント等企画・実施業務委託仕様書

### 1 業務名

令和4年度 A0I フォーラムイベント等企画・実施業務委託

### 2 委託期間

契約締結日から令和5年3月17日まで

### 3 業務の目的

本業務は、A0I フォーラム既存会員の満足度を高めるイベント等を企画・実施し、新たなるオープンイノベーションの需要を掘り起こすことを目的とする。

### 4 業務の内容

A0I フォーラム既存会員の満足度を高めるイベント等を企画・実施運営。受託した事業者は参加者募集、会場の設営、当日の運営、実施後の A0I フォーラムホームページ掲載用レポートの作成等まで全てを行う。

### 5 募集する企画提案内容

#### (1) 会員総会

令和4年7月(予定)に A0I フォーラム会員を対象とした会を開催する。  
ここで挙げる「総会」は呼称であり、A0I フォーラムの意思を決定する議決機関という位置づけではない。

#### (2) 会員総会以外のイベント

##### ア 回数

合計3回以上。静岡県中部、西部地域での開催を必ず各1回以上含むこと。

##### イ 開催・実施内容例

- (ア) A0I フォーラム会員と小売業との商談会
- (イ) 会員同士の交流会
- (ウ) 有名講師による複数回のビジネスセミナー

#### (3) その他提案

(1)(2)に属さないが A0I フォーラム会員の満足度向上に資する事項。  
ただし広報案件は除く。

### 6 提案の要点

イベント実施等各提案においては以下の事項を必ず組み入れること。

- (1) 開催日（時期）及び時間
- (2) 開催場所
- (3) 内容（講演を行う場合は講演者の候補）
- (4) レポート執筆予定者および執筆スケジュール

## 7 付帯事項

- (1) 本業務の委託料には、提案したイベントの実施において最低限必要となる経費を含むものとするが、参加者の飲食、宿泊料などのオプション的経費は原則として委託料に含まないものとする。飲食、宿泊料などの実費相当分について参加者に負担を求めることは可能とする。
- (2) 過去の一般財団法人アグリオープンイノベーション機構（以下 A0I 機構という。）、A0I フォーラムの事業内容を十分に理解したうえで提案すること。

## 8 実施時期

業務委託期間中、2月末日までに実施することを基本とする。

## 9 成果品

本業務の成果品として、業務実績報告書を提出すること。なお、業務実績報告書（様式任意）には次の項目を含むこと。

- (1) 委託業務の実施内容及び成果
- (2) その他、委託業務実施の説明に必要と考えられる資料

## 10 契約後の留意事項

### (1) 第三者への委託

本業務の一部を第三者に委託し、または請負わせる場合は、事前に A0I 機構に対し書面で再委託先、再委託期間および再委託する業務内容を届け出、承認を得ることとする。

### (2) 個人情報の取扱い

本業務を通じて知り得た会員情報、個人情報その他業務の内容を第三者に漏らし、または公表してはならない。

- (3) 本業務の成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物に該当する場合には、当該成果物に係る著作権（同法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該成果物の引渡し時に A0I 機構に無償で譲渡するものとする。また、A0I 機構は成果物が著作物に該当する、該当しないに関わらず、当該成果物の内容を承諾なく自由に公表することができる。

なお、成果物が著作物に該当する場合において、AOI 機構が当該成果物の利用目的の実現のためにその内容を改変する場合は、承諾なく行うことができるものとする。

(5) 損害に対する賠償

疫病、食中毒、暴風、大雨、洪水、落雷、地震、火災、暴動その他 AOI 機構の責に帰することのできない自然的または人為的な現象などの不可抗力により運営が困難になり損害が生じる場合においても、AOI 機構に対しその賠償を請求することができないものとする。また、受託者の責めに帰する事由により、運営に関し、AOI 機構または第三者に損害を与えたときはその損害を自己の負担により賠償するものとする。

12 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、AOI 機構の指定する監督員との打合せを密に行い、その指示に従うこと。
- (2) 本業務は、AOI 機構の指示のもとに作業を進め、必要に応じて関係書類を提出し、承認を受けるものとする。
- (3) 専門的な立場から、契約後も本業務の契約金額内で効果的な提案がある場合は、積極的に提案すること。
- (4) 本仕様書に明記されない事項及び仕様書の内容に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、監督員と十分に協議のうえ決定するものとする。